

平成25年黒石市教育委員会第1回定例会会議録

日時及び場所 平成25年1月25日(金)午後1時30分 黒石市産業会館 小会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1番 中村 康
2番 千葉小夜子
3番 津軽承公
4番 阿保淳士(教育長)

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 久保正彦
指導課課長 小田切 敦
学校教育課長 奈良岡 和保
社会教育課長 駒井昭雄
文化課長 大平鉄司
学校教育課長補佐 山谷博文
学校教育課総務係長 中田智子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第1号 黒石市教育委員会会議規則の制定について
- 第6 議案第2号 黒石市教育委員会会議傍聴規則の制定について
- 第7 議案第3号 平成25年度黒石市教育施策の方針について
- 第8 議案第4号 平成24年度黒石市スポーツ賞等受賞者の決定について
- 第9 議案第5号 平成24年度黒石市文化奨励賞受賞者の決定について
- 第10 議案第6号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会議の顛末

開会宣告(午後1時30分)

第1 会議録の承認

平成24年黒石市教育委員会第12回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、平成25年1月25日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「津軽承公委員」と「阿保淳士委員」を指名する。

第4 教育長の報告

六郷公民館における被害について

資料に基づき、社会教育課長が次のとおり内容を説明し、質疑に入る。

平成25年1月2日午後10時3分、六郷公民館の機械警備センサーが作動したことに伴い、警備会社及び警察が出動し、屋外ゴミステーションの陰に隠れていた男性の身柄を確保した。事情聴取の結果、所持していた金槌で調理室の窓ガラスを割り、解錠して館内に侵入したことを認めたことから現行犯逮捕となる。

この時点で盗難については確認していなかったが、後日、物置小屋に保管されていたガソリンが携行缶ごと紛失していることや除雪機からガソリンが抜き取られていたことが判明した。この関連性については、現在、警察で調査中である。

津軽委員 物置小屋というのは、12月23日の被害以後、年開けの2日までに施錠はしていたのですか。

社会教育課長 物置の施錠については、シャッターの鍵が錆びてしまって鍵がかからない状態であったので、早速25日の報告後、業者に依頼し取り替えるように指示しております。

津軽委員 そしてこの容疑者、このままでなくて、また何かやりそうな感じを受けるのですが。

村上委員長 このような事件があつて、その他の公民館等に注意を促したと思うのですが、他の公民館の施錠の状況はどうですか。

社会教育課長 施錠の徹底を文書で各公民館に通知しました。

村上委員長 公民館のダンプやスコップに名前は印しているのですか。

社会教育課長 耐性の油性マジックで書いても消えてきますが印しています。書いても消されてしまうようです。シールを貼っても取られてしまいます。

以上、質疑を終え、委員全員了承する。

その他委員の報告 なし

日程第8から日程第10までは、個人に対する審議の為、秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

第5 議案第1号 黒石市教育委員会会議規則の制定について

教育部長が、資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 第12条第3項のところですが、「前項の規定により議案を提出するときは、提出する案に理由を付して委員長に申し出なければならない。」とありますが、これは、会議中に案を出して通るものなのか、あるいは会議の前に、あらかじめという意味が含まれるのかどうなのでしょう。

教育部長 あらかじめという意味が含まれています。

津軽委員 あらかじめと入れておかなくていいのでしょうか。

総務係長 ここでいう議案の提出は、通常の場合を指していて、通常会議は、会議の3日前までに案件を含め招集通知をしなければならないことになっておりますので、あらかじめという文言を入れなくても招集通知前までには委員長に申し出なければならないことになります。

津軽委員 はい。わかりました。

以上審議を終え、全員異議なく、原案を可決する。

第6 議案第2号 黒石市教育委員会会議傍聴規則の制定について

教育部長が、資料に基づき説明し、審議に入る。

千葉委員 会議場の秩序を乱すと認められるとは、一体どのような状況なのかと思います。手続きをする段階でこれらが分かって傍聴を制限するのでしょうか。前もって分かるのでしょうか。

総務係長 秩序を乱す行為は、様々考えられると思います。断定して規定すると、規定に当てはまらないものでその時点で秩序を乱す行為だと判断しても制限できないことになるのでこのように規定しました。受付は、学校教育課の総務係で行いますが、まずは係員が判断します。ここでは、明らかに見た目や受付の段階での行為により秩序を乱すと判断されるものになると思います。そこでは判断がつかず、傍聴したとしても、会議中に秩序を乱す行為があれば、傍聴者が遵守事項を守らなかったということで退場になることになります。

千葉委員 はい。わかりました。

津軽委員 写真、録音等自書以外の方法で記録してはならないとありますが、受付の段階で、所持品をチェックすれば分かるのかもしれませんが、現在の傍聴席では分からないのではないですか。

総務係長 その通りだと思います。大会議室で会議を行う場合は、事務局より前の窓側に傍聴席を置くなど事務局が傍聴者が見える位置に席を移してもよろしいでしょうか。

津軽委員 そのほうがよいと思います。

総務係長 委員の皆様が差し支えなければそうしてもよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

以上審議を終え、全員異議なく、原案を可決する。

第7 議案第3号 平成25年度黒石市教育施策の方針について

教育部長が、資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 「個性豊かで活気みなぎる地域社会の建設を」となっていますが、この「建設」という言葉、もっと適切な言葉があるのではないかと考えています。これでもよいとは思いますが、「地域社会の実現を目指す」とか「地域社会を創り上げる事を目指す」とか、「建設」でない言葉の方がよいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長 このような方針の文言の改正となれば、改正の理由付けというのが出てくると思います。「建設」という文言に決めた時にも、そのような背景をもってお作りになったと思うのですが、それを改正して別な言葉にするとすれば、ふさわしくないからということではすまないのではないのでしょうか。その理由付けが必要になってくると思います。私としては、根幹である県の教育施策に変動があった時点で見直しを図るということでもよいのではないかとと思います。

津軽委員 そうですね。分かりました。

以上審議を終え、全員異議なく、原案を可決する。

続いて秘密会へ移行する。

宣告（午後２時２０分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第20条及び第21条の規定に基づき作成した平成25年黒石市教育委員会第1回定例会の会議録（秘密会を除く。）について、規則第22条の規定による承認を受けたので、規則第23条の規定に基づき、ここに署名する。

平成25年2月21日

黒石市教育委員 津 軽 承 公

黒石市教育委員 阿 保 淳 士